

学割

学割は、中学校の生徒が対象となり、学校へ申請をすれば「学生・生徒旅客運賃割引証」（学割証明書）を受けることができます。JRを片道100kmを超えて乗車する場合に、学割証明書を提出すれば、運賃が割引で購入できます。

割引される乗車券には、片道・往復普通乗車券、連続乗車券、周遊きっぷなど、目的にあった買い方ができますが、片道ごとに購入する場合、「学割証明書」も2枚必要となりますので、申請書に必要な枚数を書いて提出してください。

◆申請方法◆

①学割証明書が必要な場合、まず担任の先生に伝え、申請用紙をもらいます。

②申請書に記入ができたなら、担任の先生に提出します。

（担当の職員が発行します。）

保護者氏名と印が必要ですので購入日より前もって申請をしてください。

③担任の先生から「学割証明書」を受け取ります。

※手続きが必要になるので、一週間前をめぐにご提出ください。

◆乗車券の購入方法◆

乗車前に「学割証明書」と「生徒手帳」を提出して、学生割引乗車券を購入してください。乗車後は購入できません。乗車するときは、生徒手帳を携帯してください。

学割申請書

学生生徒旅行運賃割引証交付申請書

担任印

旅行目的	
旅行区間	駅（ 経由 ） 駅
旅行期間	令和 年 月 日～ 月 日
乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊 (必要枚数 枚)
身分証明書番号	(生徒手帳に記載してあります。)
生年月日	平成 年 月 日
生徒氏名(年齢)	(歳)
同行責任者名(続柄)	()

上記のように旅行しますので、学割証を交付してください。

令和 年 月 日

一宮市立浅井中学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

保護者名

印

転校(転居)の手続き



◆引越しがきまりました。どんな手続きをするのですか?◆

～浅井中学校から校区外への転出～

転居が決まったらできるだけ早く学校へ連絡してください。

(新しい住所や学校名・転居の時期など、分かっているとお知らせください。)

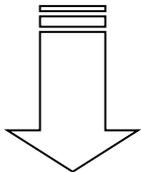
学校では、転校に必要な書類の作成や教材費等の精算をします。

◇転居前に・・・

- ・教材費の精算をします。
- ・学校で次の書類を受け取ります。
 - ①「在学証明書」
 - ②「転学生徒教科用図書給与証明書」

電話ではこんなことを
伝えるといいですね

- ・生徒名、学年、生年月日
- ・保護者名
- ・転校前の学校名
- ・転校する日(予定)
- ・保護者連絡先(転校前・後)



◆転校される方へ◆

転居が決まったら、保護者の方からも転居先の学校へ連絡をしてください。

◇転居後は・・・

- ・転居先の市区町村役場等で転入及び転校の手続きをします。
 - ③「入学通知書」を受け取ります。
- ・転校先の学校へ行き、書類①・②・③を提出します。

◆今まで使用した教科書はどうするのですか?◆

転居先の学校でも同じ教科書を使用する場合は、持っている教科書を引き続き使います。引越しの際に処分しないようご注意ください。

また、転校先でもスポーツ振興センターは引き続き加入しますのでご安心ください。

◆2学期途中に引越しをします。 今学期中は今の学校に通わせたいけれど…◆

在学中に校区外に引越しをした場合、お子さんは住所により指定された学校に就学するのが原則ですが、教育上配慮が必要な場合は、保護者の申請により、区域外就学(市外転出)または学区外通学(市内転出)が認められる場合があります。

このような場合は、事前に学校へご相談ください。

◆引っ越したけれど学校は同じ。 学校へ連絡したほうがよいですか?◆

～浅井中学校の校区内の転居～

転居が決まったらできるだけ早く学校へ新しい住所をお知らせください。



就学援助制度

お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。



◆どういう場合に援助が受けられるのですか？◆

主な認定要件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
固定資産税が減免された方
国民年金保険料の掛け金が減免された方
国民健康保険税が減免または徴収猶予された方
児童扶養手当が支給されている方
上記には該当しないが、所得が教育委員会の定める基準以下の方

詳しいことは教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

◆どんな援助が受けられるのですか？◆

学校給食費、入学時の学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、医療費などが支給されます。

◆援助を受けるにはどうしたらよいのですか？◆

申請書に必要事項を記入、押印し、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会学校教育課（市役所本庁舎4階）へ提出します。

申請書は、各小中学校または、教育委員会 学校教育課にあります。

◆いつから援助を受けられるのですか？◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月1日より援助を開始します。

◆気をつけることはありますか？◆

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があったりした場合などは、速やかに学校または、教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

◆どこに問い合わせたらよいのですか？◆

一宮市教育委員会 学校教育課（市役所本庁舎4階）へお問い合わせください。

<電話 85-7072>